

令和 6 年度 第 1 回岩美町国民健康保険運営協議会 議事概要

開催年月日	令和 6 年 5 月 14 日（火）
開催場所	岩美町役場 2 階 ミーティング室
出席委員	村上委員 船木委員 森田委員 尾崎委員 澤井委員（会長） 西浦委員 中島委員
欠席委員	橋本委員 奥田委員 藤田委員 永美委員 岡田委員
職務出席者	日下部税務課長、田村課長補佐、浜野健康福祉課長、飯野住民生活課長、広富主任
開会	午後 3 時 57 分
記録	広富主任
審議事項	① 令和 6 年度岩美町国民健康保険税（案）について
	② 令和 6 年度岩美町国民健康保険税の税率算定について
審議の経過	
事務局	皆さんこんにちは。定刻より少し早いですが、出席予定の委員さんお揃いになりましたので、ただいまより岩美町国民健康保険運営協議会を開催いたしたいと思います。 本日進行を務めさせていただきます住民生活課長の飯野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。 本日の出席委員ですけれども、12 名中 7 名のご出席をいただいております。国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定によりまして、過半数の出席がございますので、会の成立をご報告させていただきたいと思います。 本日、日程に沿って進めさせていただきます。 まず始めに澤井会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。
会長	皆さん、こんにちは。 本日は岩美町国民健康保険運営協議会で、令和 5 年度の健康保険特別会計の決算見込、さらに令和 6 年度の国民健康保険税の税率算定についてということで協議してまいりたいと思います。 それでは進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 本日お配りしております資料をはぐっていただきまして、委員会の名簿を載せております。ご確認いただきたいと思います。 それから事務局の構成ですけれども、4 月の人事異動によりまして、一部交代がございます。事務局のほうの自己紹介をさせていただきたいと思います。
事務局	（自己紹介）
事務局	以上でございます。 それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思います。事前に配付しております協議会資料とあわせて、本日お手元に 3 部、資料お配りさせていただいております。 1 枚目が日程、2 番目に保険給付費の返還請求権の放棄といった資料と、あとカラー刷

	りの「マイナンバーカードご利用ください」という資料が3部、本日の配布資料ということでご確認お願いいたします。 それでは以降の進行につきましては会長が議長となることになっておりますので、澤井会長にお願いしたいと思います。
会長	それではご指名によりまして、日程に従い議事を進行してまいります。 議事録署名委員は、順番といたしておりますので事務局事務局のほうで発表をお願い致します。
事務局	順番では村上委員さん、船木役員さんとなります。
会長	それでは、村上委員、船木委員をご指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 1番目の「令和6年度岩美町国民健康保険税案について」と2番目の「令和6年度国民健康保険税の税率算定について」は関連する内容ですので、一括して事務局よりお願いいたします。
事務局	①令和6年度岩美町国民健康保険税（案）について ②令和6年度国民健康保険税の税率算定について （資料に基づいて説明）
会長	ありがとうございます。説明が終わりました。 皆様からの質疑を受けたいと思います。 まず、1番目の令和6年度岩美町国民健康保険税案についていかがでしょうか。 何か質疑ございますでしょうか。 それではないようでありますので、1番目の令和6年度岩美町国民健康保険税案について承認していただける方は挙手をお願いしたいと思います。
委員	（挙手）
会長	はい、ありがとうございます。 挙手多数でございますので、議事1については承認されました。 続きまして2番目の令和6年度国民健康保険税の税率算定について質疑を受けたいと思います。 質疑がございますでしょうか。 ございませんか。 それでは、2番目の令和6年度国民健康保険税の税率算定について承認される方は、挙手をお願いしたいと思います。
委員	（挙手）
会長	はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので、議事2につきましては承認されました。 それでは、最後の議事3その他でございます。事務局の方から何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局	特にその他はありません。
会長	なしということでございます。 委員の皆様のほうで何かございましたら。 特にございませんか。 じゃあ、ないようでございます。 それでは議事を終わります。どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 それでは議事が終了しまして、日程 5 のその他でございますが、事務局のほうから 3 点、報告をさせていただきます。 まず 1 点目でございますけれども、お手元に本日配布しております資料の中で、「保険給付費の返還請求の放棄」という資料がございます。こちらは 2 月の運営協議会におきまして、町のほうで不適切な事務処理があった旨の報告をさせていただきました。 その後の処理状況につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。 改めてになりますけれども、国保の被保険者の方が社会保険・被用者保険へ加入されたり町外に転出されたことを理由に、国保の資格を喪失した方が、誤って国保の保険証を使用した場合、町としては受診者に対しまして、岩美町の国民健康保険が負担した保険給付費を返還していただいた上で、正規な加入保険に請求していただくという事務を行う必要がございましたが、これらの事務を令和元年から 4 年度にかけて行っていなかったといった事案でございます。 その後の状況ですけれども、資料の 1 の状況でございますが、表の左の「返還請求額」とございます。 こちらが本来国保の資格喪失後に加入された保険者、社会保険の保険者が負担すべきものということで、岩美町の国保が返還を求めなければならなかった金額でございますけれども、こちらが元年から 4 年度で 158 人 472 万 8,452 円ございました。 このうち表の「医療機関へのレセプト返戻（処理済み）」とありますけれども、こちらが医療機関に対して岩美町国保に請求があった診療報酬明細書をお返しして、正しい保険者に再請求していただくことで事務処理が完了したものでございます。 こういった処理ができないものについては、受診者、被保険者に対して返還を求めるということになりますけれども、町から受診者に対し請求を行うことは可能なんですけれども、受診者から正しい加入保険への請求権というのが、2 年の時効で消滅しているというものが、太字で書いております 61 名分、208 万 2,008 円ございます。 これらについて町が請求した場合に、受診者の方に医療費の 10 割全てを自己負担いただくことになるということで、国民皆保険制度と矛盾する結果を招くといった点や、町の事務処理の怠慢が原因ということの中で、時効到達後に町が受診者へ請求することは不条理であるといった考えから、これらの請求する権利を放棄するということとを、この 3 月の定例会で議会のほうに承認をいただきまして、この 208 万 2,008 円については請求しないという結果となっております。 最終的にそういったことで、皆さんの信頼を損なうようなことになりましたけれども、信

頼の回復に今後努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上が保険給付費の返還請求ということで、経過の報告でございます。

この件につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

2 点目でございますけども、カラー刷りの資料をご覧いただきたいと思います。ご承知の通り、12 月 5 日から現行発行しております保険証が発行されなくなるということがございます。

岩美町の国保は、今年の 7 月末で保険証が 1 回切れますので、8 月から来年の 7 月末までの保険証は有効ということになります。12 月 1 日までに発行した保険証は発行から 1 年間有効ということですので、この 8 月に交付する保険証は来年 7 月末まで有効の保険証ということになります。12 月 2 日以降については、基本的には発行しませんので、新たな加入者の方につきましては、マイナンバーカードを活用していただくということがございますが、マイナンバーカードを保険証として活用されないという方につきましては、資格確認書というものを新たに発行いたしまして、それをもとに医療機関を受診していただくというような形になります。

それが一点。

それから、全ての保険者におきまして、紐づけの誤りとか、マイナンバーカードと保険証の紐付けの誤りとかが問題になっておりましたけれども、そういったことをなくすということで、国がこの 10 月までに、全ての被保険者の方に対して、マイナンバーカード・個人番号カードの下 4 桁を付した通知を送りなさいということをおっしゃっておりますので、岩美町の国保としても、全ての方にマイナンバーカードの下 4 桁を記載した通知を送らせていただくことにしております。

それを送ることで保険者として正しいマイナンバーカードを把握してますよということをお伝えするというようなものでございます。そういったことを 10 月までにする予定しております。

併せてお手元のチラシも配布するようなことにしております。

ですので、原則はマイナンバーカードを保険証として利用していただきたいんですけれども、どうしても利用を拒まれる方については資格確認証というものを発行してそれを保険証の代わりとして使用していただくというような流れになることをご承知おきしていただきたいと思います。

2 点目は以上でございます。

この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 点目は、子どもの医療費の無償化についてですけれども、この 4 月から 18 歳未満までのお子さんの医療費は、鳥取県全体で完全無償化ということになっております。

昨年度までは一部負担ということで、受診 1 回あたり 530 円の負担をいただいておりますが、県との共同事業ということで、県下全市町村、医療費が無償化になっております。

	これが３点目でございます。 報告事項は以上でございますけども、全体で何かございますでしょうか。 それでは委員の皆様からの質疑等ございませんので、以上をもちまして、岩美町国民健康保険運営協議会を終了させていただきたいと思います。 ご出席どうもありがとうございました。
閉会	午後４時４２分